

官報

号外
平成十七年四月十三日

○第百六十二回 参議院会議録第十六号

平成十七年四月十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

平成十七年四月十三日

午前十時開議

第一 専門機関の特権及び免除に関する条約の
附属書XVの締結について承認を求めるの件
第二 石綿の使用における安全に関する条約
(第百六十二号)の締結について承認を求める
の件

第三 船舶の所有者等の責任の制限に関する法
律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

第五 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 専門機関の特権及び免除に関する条
約の附属書XVの締結について承認を求めるの件
日程第二 石綿の使用における安全に関する条
約(第百六十二号)の締結について承認を求めるの
件
以上両件を一括して議題といたします。

平成十七年四月十三日 参議院会議録第十六号

まず、委員長の報告を求めます。 外交防衛委員
長林方正君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(林方正君登壇、拍手)

○林方正君 たいま議題となりました条約二件
につきまして、外交防衛委員会における審査の経
過と結果を御報告申し上げます。

まず、専門機関の特権免除条約附属書XVは、昭和
五十二年十月にジュネーブで開催された世界知的
所有権機関の調整委員会第十一回会合において作
成されたものでありまして、専門機関の特権免除条
約で定める特権及び免除の規定を修正した上で世
界知的所有権機関に適用するものであります。

次に、石綿の使用における安全に関する条約
は、昭和六十一年六月にジュネーブで開催された
国際労働機関の総会において採択されたものであ
りまして、石綿にさらされる労働者を保護するた
め国内における関係当局、使用者等がとるべき措
置について定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題と
し、世界知的所有権機関の東京における暫定事務
所の活動状況、中国における知的財産権の侵害対
策、石綿に関するILO条約の国会提出が遅れた
理由、石綿製品の早期全面使用禁止の必要性等
について質疑が行われましたが、詳細は会議録に
よって御承知願います。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件外一件 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案

全会一致をもって承認すべきものと決定いたしま
した。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより両件を一括して採決
いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

賛成

反対

○

よって、両件は全会一致をもって承認すること
に決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第三 船舶の所有者等の
責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。 法務委員長渡
辺孝男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(渡辺孝男君登壇、拍手)

○渡辺孝男君 たいま議題となりました法律案
につきまして、法務委員会における審査の経過と
結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十六年の海事債権につ
いての責任の制限に関する条約を改正する千九百九

十六年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の
責任の制限に關し、責任の限度額の引上げ、旅客
の損害に關する債権についての責任の制限の撤廃
その他所要の規定を整備しようとするものであり
ます。

委員会におきましては、船主側及び被害者側か
ら見た新たな責任限度額の妥当性、人的損害債権
の取扱いの在り方、責任限度額と船主責任保険と
の関係、今後の船主責任制限制度の在り方等につ
いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願
います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま
す。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

賛成

反対

○

よって、本案は全会一致をもって可決されま
した。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第四 湖沼水質保全特別
措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題
といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長郡司彰君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔郡司彰君登壇、拍手〕

○郡司彰君 たいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、湖沼が国民の生活や生産活動にとつて重要な資産でありながら、その水質については顕著な改善傾向が見られない状況にかんがみ、指定湖沼の水質の保全を図るため、これまでの対策に加えて、指定地域における規制対象施設を拡充するとともに、農地、市街地等からの流出水に係る対策の実施の推進、湖辺環境の保護等の特別の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、水質汚濁メカニズムの解明に向けた取組、流出水対策地区の指定の在り方、湖辺環境の保護対策の進め方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十五
賛成 二百二十五
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長中川義雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中川義雄君登壇、拍手〕

○中川義雄君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、我が国の登録品種の種苗が不正に国外へ持ち出され、加工品として輸入されるおそれがあること等から、植物新品種の育成者権の効力が及ぶ範囲に、加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加するとともに、育成者権の存続期間の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、植物新品種の保護制度の意義、加工品に対する権利保護の実効性、特にDNA品種識別技術の開発、EPA交渉等を通じたアジア地域における植物新品種保護制度の拡大の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細につきましては会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十五
賛成 二百二十五
反対 〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたします。午前十四時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長	副議長	議員
扇 千景君	角 田 義一君	近藤 正道君
		鰐淵 洋子君
		大田 昌秀君
		西田 実仁君
		洲上 貞雄君
		浜田 昌良君
		小泉 昭男君
		山本 香苗君
		福本 潤一君
		山谷えり子君
		加藤 修一君
		弘友 和夫君

山 本 保君	岸 宏一君
又市 征治君	亀井 郁夫君
谷合 正明君	山下 栄一君
坂本由紀子君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	山崎 正昭君
澤 雄二君	風間 昶君
遠山 清彦君	草川 昭三君
松 あきら君	太田 豊秋君
佐藤 昭郎君	南野知恵子君
福島みずほ君	柏村 武昭君
高野 博師君	段本 幸男君
渡辺 孝男君	末松 信介君
	中村 博彦君
	西島 英利君
	小池 正勝君
	岸 信夫君
	藤野 公孝君
	有村 治子君
	中島 啓雄君
	小林 温君
	加納 時男君
	国井 正幸君
	阿部 正俊君
	岩井 國臣君
	松村 龍二君
	泉 信也君
	溝手 顕正君
	佐藤 泰三君
	若林 正俊君
	田中 直紀君
	片山虎之助君
	加治屋義人君
	鈴木 陽悦君
	松村 祥史君
	山本 順三君
	荻原 健司君
	秋元 司君
	鶴保 庸介君

木村 仁君	岸 宏一君
山口那津男君	亀井 郁夫君
荒木 清寛君	山下 栄一君
浅野 勝人君	魚住裕一郎君
浜四津敏子君	山崎 正昭君
白浜 一良君	風間 昶君
木庭健太郎君	草川 昭三君
魚住 汎英君	太田 豊秋君
西銘順志郎君	南野知恵子君
福島啓史郎君	柏村 武昭君
小泉 顕雄君	段本 幸男君
中川 雅治君	末松 信介君
二之湯 智君	中村 博彦君
野村 哲郎君	西島 英利君
北川イッセイ君	小池 正勝君
河合 常則君	岸 信夫君
松山 政司君	藤野 公孝君
中川 義雄君	有村 治子君
吉田 博美君	中島 啓雄君
小斉平敏文君	小林 温君
岩永 浩美君	加納 時男君
三浦 一水君	国井 正幸君
金田 勝年君	阿部 正俊君
荒井 広幸君	岩井 國臣君
狩野 安君	松村 龍二君
景山俊太郎君	泉 信也君
吉村剛太郎君	溝手 顕正君
清水嘉与子君	佐藤 泰三君
鴻池 祥肇君	若林 正俊君
香掛 哲男君	田中 直紀君
藤井 基之君	片山虎之助君
伊達 忠一君	加治屋義人君
長谷川憲正君	鈴木 陽悦君
水落 敏栄君	松村 祥史君
黒岩 宇洋君	山本 順三君
岡田 直樹君	荻原 健司君
関口 昌一君	秋元 司君
野上浩太郎君	鶴保 庸介君

荒井 正吾君	後藤 博子君
舩添 要一君	森元 恒雄君
田村耕太郎君	岡田 広君
脇 雅史君	山内 俊夫君
世耕 弘成君	山下 英利君
山崎 力君	田村 公平君
田浦 直君	山本 一太君
矢野 哲朗君	鈴木 政二君
林 芳正君	武見 敏三君
北岡 秀二君	中島 眞人君
中原 爽君	橋本 聖子君
青木 幹雄君	松田 岩夫君
陣内 孝雄君	中曾根弘文君
真鍋 賢二君	山東 昭子君
竹山 裕君	桜井 新君
関谷 勝嗣君	倉田 寛之君
尾立 源幸君	藤末 健三君
富岡由紀夫君	松下 新平君
糸数 慶子君	水岡 俊一君
藤本 祐司君	足立 信也君
那谷屋正義君	白 眞勲君
下田 敦子君	小林 正夫君
柳澤 光美君	喜納 昌吉君
加藤 敏幸君	主濱 了君
神本美恵子君	山根 隆治君
池口 修次君	若林 秀樹君
平野 達男君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	森 ゆうこ君
工藤堅太郎君	広野ただし君
高嶋 良充君	佐藤 雄平君
小川 敏夫君	郡司 彰君
福山 哲郎君	櫻井 充君
円 より子君	直嶋 正行君
山本 孝史君	小林 元君
佐藤 道夫君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	平田 健二君
田名部匡省君	渡辺 秀央君

西岡 武夫君	広中和歌子君
山下八洲夫君	田村 秀昭君
大石 正光君	今泉 昭君
林 久美子君	広田 一君
仁比 聡平君	大久保 勉君
前川 清成君	島田智哉子君
小林美恵子君	芝 博一君
松岡 徹君	津田弥太郎君
犬塚 直史君	紙 智子君
松井 孝治君	鈴木 寛君
榎葉賀津也君	井上 哲士君
大門実紀史君	浅尾慶一郎君
内藤 正光君	高橋 千秋君
木俣 佳文君	藤原 正司君
谷 博之君	小池 晃君
緒方 靖夫君	大江 康弘君
羽田雄一郎君	和田ひろ子君
齋藤 勲君	家西 悟君
小川 勝也君	市田 忠義君
吉川 春子君	江田 五月君
奥石 東君	柳田 稔君
佐藤 泰介君	岡崎トミ子君
千葉 景子君	築瀬 進君
前田 武志君	峰崎 直樹君
北澤 俊美君	

閣内委員
田村耕太郎君 補欠 山崎 正昭君

議長報告事項
去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
田村耕太郎君 補欠 山崎 正昭君

法務委員
家西 悟君 補欠 前川 清成君

財政金融委員
山崎 正昭君 補欠 田村耕太郎君

厚生労働委員
前川 清成君 補欠 家西 悟君

予算委員
大門実紀史君 補欠 小林美恵子君

決算委員
齋藤 勲君 補欠 榎葉賀津也君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外六名提出)(衆第一六号)

同日議長は、次の内閣提出案を法務委員会に付託した。
刑法等の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。
民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
近藤 正道君 補欠 田 英夫君

総務委員
水岡 俊一君 補欠 池口 修次君

文教科学委員
小林美恵子君 補欠 小池 晃君

厚生労働委員
小池 晃君 補欠 小林美恵子君

経済産業委員
田 英夫君 補欠 近藤 正道君

国土交通委員
池口 修次君 補欠 水岡 俊一君

予算委員
松下 新平君 補欠 尾立 源幸君

決算委員
尾立 源幸君 補欠 齋藤 勲君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

平成十七年四月十三日 参議院會議録第十六号

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

田 英夫君

補欠

近藤 正道君

総務委員

辞任

池口 修次君

補欠

水岡 俊一君

法務委員

辞任

関谷 勝嗣君

補欠

末松 信介君

文教科学委員

辞任

小池 晃君

補欠

小林美恵子君

厚生労働委員

辞任

小林美恵子君

補欠

小池 晃君

経済産業委員

辞任

近藤 正道君

補欠

田 英夫君

国土交通委員

辞任

末松 信介君

補欠

関谷 勝嗣君

予算委員

辞任

水岡 俊一君

補欠

池口 修次君

決算委員

辞任

尾立 源幸君

補欠

松下 新平君

同日委員長から次の報告書が提出された。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七五号)審査報告書

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書

石綿の使用における安全に関する条約(第百六

議長報告事項 専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件(閣条第四号)審査報告書

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)審査報告書

審査報告書

審査報告書

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十二日
参議院議長 扇 千景殿
外交防衛委員長 林 芳正

要領書

一、委員会の決定の理由

この附属書は、専門機関の特権及び免除に関する条約の規定を修正した上で世界的所有権機関に適用することを内容とするものである。

我が国がこの附属書を締結することは、同機関及びその職員等の我が国における活動の円滑化に資するものであり、知的財産権の分野における国際協力を促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

平成十七年二月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件

附属書XV

世界的所有権機関

基準条項は、次の規定に従うことを条件として、世界的所有権機関(以下「機関」という。)に適用する。

1 基準条項の第六条第二十一項に掲げる特権、免除及び便宜は、機関の事務局次長にも与えられる。

2 (a) 機関の委員会の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家(第六条の範囲に属する職員を除く。)は、その委員会の職務又は任務の効果的な遂行(これらの職務又は任務に関連する旅行に費やす時間を含む。)のために必要である限り、次の特権及び免除を与えられる。

(i) 身柄の逮捕又は手荷物押収の免除
(ii) 公的任務を遂行中に前記の者が行った口頭又は書面による陳述及び行動に関して、あらゆる種類の訴訟手続の免除。この免除は、その者が機関の委員会の職務を遂行しなくなった場合又は機関のための任務に従事しなくなった場合にも、引き続き与えられる。

(iii) 通貨及び為替の制限並びに手荷物に関して、一時的な公的任務を有する外国政府の公務員に与えられる便宜と同一の便宜
(iv) その者が機関のために従事する事務に関するすべての書類及び文書の不可侵
(v) 機関との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋により書類又は信書を接受する権利(iv)及び(v)の規定に関しては、基準条項の第十二項末文に掲げる原則

石綿の使用における

四

を適用する。

(b) 特権及び免除は、機関の利益のために(a)に規定する専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。機関は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなくこれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

審査報告書

石綿の使用における安全に関する条約(第百六十二号)の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十二日
参議院議長 扇 千景殿
外交防衛委員長 林 芳正

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、石綿にさらされる労働者を保護するため、国内における関係当局、使用者等がとるべき措置について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、我が国の石綿への曝露を防止するための対策を積極的に推進し、石綿の使用における安全を図る見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

石綿の使用における安全に関する条約(第百六十二号)の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

平成十七年二月二十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

石綿の使用における安全に関する条約(第百六十二号)の締結について承認を求めるの件

石綿の使用における安全に関する条約(第百六十二号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

石綿の使用における安全に関する条約(第百六十二号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーブに招集されて、千九百八十六年六月四日にその第七十二回会期として会合し、

関係のある国際労働条約及び国際労働勧告、特に、国内政策及び国内的な措置の諸原則を確立している千九百七十四年の職業がん条約及び千九百七十四年の職業がん勧告、千九百七十七年の作業環境(空気汚染、騒音及び振動)条約及び千九百七十七年の作業環境(空気汚染、騒音及び振動)勧告、千九百八十一年の職業上の安全及び健康条約及び千九百八十一年の職業上の安全及び健康勧告、千九百八十五年の職業衛生機関条約及び千九百八十五年の職業衛生機関勧告、千九百六十四年の業務災害給付条約に附属する千九百八十年に改正された職業病の一覧表並びに千九百八十四年に国際労働事務局が公表した石綿の使用における安全に関する実施基準に留意し、

前記の会期の議事日程の第四議題である石綿の使用における安全に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

次の条約(引用に際しては、千九百八十六年の石綿条約と称することができる。)を千九百八十六年六月二十四日に採択する。

第一部 適用範囲及び定義

第一条

1 この条約は、作業の過程において労働者の石綿への曝露を伴うすべての業務について適用する。

2 この条約を批准する加盟国は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、健康に対する危険及び適用される安全措置の評価に基づいて適用が不必要であると認める場合には、この条約の一部の規定の適用を特定の経済活動部門又は特定の事業について除外することができる。

3 権限のある当局は、特定の経済活動部門又は特定の事業の除外を決定する場合には、曝露の頻度、期間及び水準、作業の種類並びに作業場の状態を考慮する。

第二条

この条約の適用上、

(a) 「石綿」とは、蛇紋石族の造岩鉱物に属する繊維状のけい酸塩鉱物、すなわち、クリソタイル(白石綿)及び角閃石族の造岩鉱物に属する繊維状のけい酸塩鉱物、すなわち、アクトノライト、アモサイト(糸石綿又はカミングトン・グリュネル閃石)、アンソフワライト、クロシドライト(青石綿)、トレモライト又はこれらの一若しくは二以上を含有する混合物をいう。

(b) 「石綿粉じん」とは、作業環境において、浮遊する石綿の粒子又は浮遊しやすい積した石綿の粒子をいう。

(c) 「浮遊石綿粉じん」とは、測定上、重量による算定その他これに相当する方法により測定された粉じんの粒子をいう。

(d) 「吸入されやすい石綿繊維」とは、直径三ミクロン未満の石綿繊維であつて長さ直径との比率が三対一を超えるものをいうものとし、測定上、長さが五ミクロンを超える繊維

のみを考慮に入れる。

(e) 「石綿への曝露」とは、石綿から生ずるか、又は石綿を含有する鉱物、材料若しくは製品から生ずるかを問わず、浮遊して吸入されやすい石綿繊維又は石綿粉じんに作業中にさらされることをいう。

(f) 「労働者」とは、生産協同組合の構成員を含む。

(g) 「労働者代表」とは、千九百八十一年の労働者代表条約に従い、国内法又は国内慣行により認められた労働者代表をいう。

第二部 一般原則

第三条

1 業務上の石綿への曝露による健康に対する危険を防止し、及び管理し、並びにこの危険から労働者を保護するためにとるべき措置については、国内法令において定める。

2 1の規定に従つて制定される国内法令は、技術の進歩及び科学的知識の発展に照らして定期的に検討する。

3 権限のある当局は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で決定される条件に従ひ、かつ、そのように決定される期間内において、1の規定に従つて定められた措置を一時的に緩和することを認めることができる。

4 権限のある当局は、3の規定に従つて緩和を認める場合には、労働者の健康を保護するために必要な予防措置がとられることを確保する。

第四条

権限のある当局は、この条約を実施するためにとられる措置に関し、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。

第五条

1 第三条の規定に従つて制定される法令の執行は、十分かつ適当な監督制度により確保する。

2 この条約の効果的な実施及び遵守を確保するために必要な措置(適当な制裁を含む。)について

ては、国内法令において定める。

第六条

1 使用者は、所定の措置の遵守について責任を負う。

2 二以上の使用者が一の作業場において同時に業務を行う場合には、これらの使用者は、その使用する労働者の健康及び安全に関するそれぞれの責任の範囲内で、所定の措置を遵守するために協力する。権限のある当局は、必要な場合には、この協力のための一般的手続を定める。

3 使用者は、職業安全衛生機関と協力し、及び関係のある労働者代表と協議した上で、緊急事態に対処する手続を作成する。

第七条

労働者は、その責任の範囲内において、業務上の石綿への曝露による健康に対する危険の防止及び管理並びにこの危険からの保護に関し定められた安全及び衛生についての手続に従わなければならない。

第八条

使用者及び労働者又は労働者代表は、この条約に従つて定められた措置の適用に当たり、企業のあらゆる段階においてできる限り密接に協力する。

第三部 保護措置及び防止措置

第九条

石綿への曝露を次の一以上の措置により防止し、又は管理することについては、第三条の規定に従つて制定される国内法令において定める。

(a) 石綿への曝露が生ずるおそれのある作業の実施を適切な工学的管理及び作業慣行(作業場の衛生に関するものを含む。)を定める規則に従うことを条件とすること。

(b) 石綿若しくは一定の種類の石綿若しくは石綿を含有する一定の種類の製品の使用又は一定の作業工程について特別の規則及び手続(許可を含む。)を定めること。

第十条

労働者の健康を保護するために必要であり、かつ、技術的に実行可能な場合には、次の以上の措置について、国内法令で定める。

- (a) 可能な場合には、石綿若しくは一定の種類の石綿又は石綿を含有する一定の種類の製品を権限のある当局が無害又は有害性がより低いと科学的に評価したその他の物質若しくは製品又は他の技術の利用により代替させること。
- (b) 一定の作業工程において、石綿若しくは一定の種類の石綿又は石綿を含有する一定の種類の製品の使用を全面的に又は部分的に禁止すること。

第十一条

- 1 クロシドライト及びその繊維を含有する製品の使用は、禁止する。
- 2 権限のある当局は、合理的に判断して代替することが実行可能でない場合には、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1に規定する禁止の緩和を認める権限を与えられる。ただし、労働者の健康が危険にさらされないことを確保する手段がとられることを条件とする。

第十二条

- 1 あらゆる形態の石綿の吹付け作業は、禁止する。
- 2 権限のある当局は、他の方法が合理的に判断して実行可能でない場合には、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議した上で、1に規定する禁止の緩和を認める権限を与えられる。ただし、労働者の健康が危険にさらされないことを確保する手段がとられることを条件とする。

第十三条

使用者が石綿への曝露を伴う一定の種類の作業について権限のある当局の定める態様及び範囲で当該当局に対し通報を行うことについては、国内法令において定める。

第十四条

石綿の生産者及び供給者並びに石綿を含有する製品の製造者及び供給者は、権限のある当局の定めるところにより、容器に又は適当な場合には製品に、関係のある労働者及び利用者が容易に理解することのできる言語及び方法で適切な表示を行う責任を負う。

第十五条

- 1 権限のある当局は、労働者の石綿への曝露限界又は作業環境を評価するための他の曝露の基準を定める。
- 2 曝露限界又は他の曝露の基準は、技術の進歩並びに技術的及び科学的知識の発展に照らし、設定し、定期的に検討し、及び更新する。
- 3 使用者は、労働者が石綿にさらされるすべての作業場において、石綿粉じんの空気中への発散を防止し、又は管理するため、曝露限界又は他の曝露の基準が遵守されることを確保するため、及び合理的に実行可能な限り低い水準に曝露の水準を減少させるためにすべての適当な措置をとる。
- 4 使用者は、3の規定に基づいてとられる措置により石綿への曝露を1の規定に基づいて定められる曝露限界内に抑制することができない場合又は他の曝露の基準を遵守することができない場合には、労働者に費用を負担させることなく、適切な呼吸用保護具及び適当な場合には特別の保護衣を提供し、保持し、及び必要な場合には取り替える。呼吸用保護具は、権限のある当局が定める基準に適合し、及び補足的、一時的、緊急又は例外的措置としてのみ使用されるものとし、技術的管理に代わるものではない。

第十六条

使用者は、その使用する労働者の石綿への曝露を防止し、及び管理し、並びに石綿による危険から労働者を保護するため、実効的な措置の確立及び実施について責任を負う。

第十七条

- 1 もろい石綿断熱材を含有する設備又は構造物を取り壊すこと及び石綿が浮遊しやすい建築物又は構造物から石綿を除去することは、この条約の定めるところに従って権限のある当局によりそのような作業を行う資格を有すると認められ、かつ、そのような作業を行うことを認められた使用者又は請負人によつてのみ行われる。
- 2 使用者又は請負人は、取壊し作業を開始する前に、とるべき措置(次の措置を含む)を明示した作業計画を作成しなければならない。
- (a) 労働者に対しすべての必要な保護を与えること。
- (b) 石綿粉じんの空気中への発散を抑制すること。
- (c) 第十九条の規定に従い石綿を含有する廃棄物の処分を定めること。

第十八条

- 1 使用者は、労働者の個人用衣類が石綿粉じんで汚染されるおそれのある場合には、国内法令に従い、労働者代表と協議した上で、適当な作業衣を提供する。作業衣は、作業場の外で着用してはならない。
- 2 使用された作業衣及び特別の保護衣の取扱い及び洗浄は、石綿粉じんの発散を防止するため、権限のある当局が定めるところに従い、管理された状態の下で行う。
- 3 作業衣及び特別の保護衣並びに個人用保護具を自宅に持ち帰ることについては、国内法令において禁止する。
- 4 使用者は、作業衣及び特別の保護衣並びに個人用保護具の洗浄、保持及び保管に責任を負う。
- 5 使用者は、適当な場合には、石綿にさらされた労働者が作業場で洗浄し、入浴し、又はシャワーを浴びるための施設を提供する。

第十九条

- 1 使用者は、国内法及び国内慣行に従い、関係する労働者(石綿の廃棄物を取り扱う者を含む)又はその企業の付近の住民の健康に対する危険がない方法で石綿を含有する廃棄物を処分する。
- 2 権限のある当局及び使用者は、作業場から発散される石綿粉じんが一般の環境を汚染することを防止するために適当な措置をとる。

第四部 作業環境の監視及び労働者の健康状態の把握

第二十条

- 1 使用者は、労働者の健康の保護のために必要な場合には、作業場における浮遊石綿粉じんの濃度を測定し、並びに間隔を置き、及び権限のある当局が定める方法を用いて労働者の石綿への曝露を監視する。
- 2 作業環境及び労働者の石綿への曝露の監視の記録は、権限のある当局が定める期間、保存する。
- 3 関係する労働者、労働者代表及び監督機関は、2の記録を利用することができる。
- 4 労働者又は労働者代表は、作業環境の監視を要求する権利及び監視の結果に関して権限のある当局に不服を申し立てる権利を有する。

第二十一条

- 1 石綿にさらされ、又はさらされたことのある労働者については、国内法及び国内慣行に従い、業務上の危険に関する健康の管理及び石綿への曝露による職業性疾病の診断のために必要な健康診断を実施する。
- 2 石綿の使用に関係する労働者の健康状態の把握は、労働者の賃金についてのいかなる喪失をも伴うものであってはならない。このような労働者の健康状態の把握は、無料、かつ、可能な限り労働時間内に行う。
- 3 労働者は、十分かつ適当な方法により健康診

断の結果の通知を受け、かつ、自己の健康であつてその作業に関連を有する者について個別の助言を受ける。

4 石綿への曝露を伴う作業への継続的な従事が医学的に不適当とされる場合には、関係する労働者に対してその所得を維持する他の手段を与えるため、国内事情及び国内慣行に適合するあらゆる努力を払う。

5 権限のある当局は、石綿による職業性疾病を通報する制度を設ける。

第五部 情報及び教育

第二十二條

1 権限のある当局は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議し、及び協力した上で、石綿への曝露による健康に対する危険並びにその防止及び管理の方法に關し、すべての関係者への情報の普及及び教育を促進するために適当な措置をとる。

2 権限のある当局は、石綿による危険並びにその防止及び管理の方法に關する労働者への教育及び定期的な訓練のための措置について使用者が書面により方針及び手続を作成することを確保する。

3 使用者は、石綿にさらされ、又はさらされるおそれのあるすべての労働者が作業に関連する健康に対する危険について知らされ、防止措置及び正しい作業慣行について指示を受け、並びにこれらの分野における継続的な訓練を受けることを確保する。

第六部 最終規定

第二十三條

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第二十四條

1 この条約は、国際労働機関の加盟国であつて自国による批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 この条約は、この条約が効力を生じた後は、いづれの加盟国についても、自国による批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五條

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国であつて1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条約に定める廃棄の権利を行使しないものは、更に十年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了すること、この条約に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第二十六條

1 国際労働事務局長は、加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録についてすべての加盟国に通報する。

2 国際労働事務局長は、二番目の批准の登録について加盟国に通報する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十七條

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二條の規定による登録のため、第二十三條から前条までの規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十八條

理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に關する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に關する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第二十九條

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に石綿の使用における安全に關する条約(第百六十二号)の締結について承認を求めるの件 船舶の所有者等の責任の制限に關する法律の一部を改正する法律案

別段の定めがない限り、
(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約が自国について効力を生じたときは、第二十五條の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) この条約は、その改正条約が効力を生ずる日に加盟国による批准のための開放を終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国であつて1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第三十條

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて千九百八十六年六月二十五日に閉会を宣言されたその第七十二回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百八十六年六月二十六日に署名した。

総会議長
ヒューゴ・フェルナンデス・ファイニング
ルド

国際労働事務局長
フランシス・ブランシャール

審査報告書
船舶の所有者等の責任の制限に關する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十二日
法務委員長 渡辺 孝男
参議院議長 扇 千景殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に關する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に關し、責任の限度額の引上げ、旅客の損害に關する債権についての責任の制限の撤廃その他所要の規定を整備しようとするものであり、妥當な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

船舶の所有者等の責任の制限に關する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十七年三月十一日
内閣総理大臣 小泉純一郎

船舶の所有者等の責任の制限に關する法律の一部を改正する法律案
船舶の所有者等の責任の制限に關する法律の一部を改正する法律案
船舶の所有者等の責任の制限に關する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第六号の二に規定する債権以外のものを削り、同項第六号中「及び次号に規定する債権」を削り、同項第六号の二中「制限債権のうち」を削る。

第三条第四項中「本邦の各港間のみを航海する日本船舶の」を削り、「運送されるため当該船舶上にある者の生命又は身体が害されることによる損害に基づく」を「旅客の損害に關する」に改める。

第四条の二を削る。
第六条第一項中「旅客の損害に關する債権についての責任の制限以外の」を削り、同条第五項を削る。

第七條第一項第一号ただし書中「五万六千倍を「三十三万六千倍」に改め、同号イ中「五百トン」を「二千トン」に、「十六万七千倍」を「百万倍」に改め、同号ロ中「五百トン」を「二千トン」に、「百六十七倍」を「四百倍」に、「百二十五倍」を「三百倍」に、「八十三倍」を「二百倍」に改め、同項第二号イ中「五百トン」を「二千トン」に、「五十万倍」を「三百万倍」に改め、同号ロ中「五百トン」を「二千トン」に、「三千トンまで」を「三万トンまで」に、「六百六十七倍を、三千トンを超え三万トンまでの部分については一トンにつき一単位の五百倍を「千二百倍」に、「三百七十五倍」を「九百倍」に、「二百五十倍」を「六百倍」に改め、同条第三項第一号中「三十三万四千倍」を「百万倍」に改め、同項第二号中「百六十七千倍」を「三百万倍」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第九條第一号中「若しくは第五項」を削り、同条第二号中「若しくは第五項」及び「旅客の損害に関する債権以外の制限債権についての責任制限手続にあつては旅客の損害に関する債権を、旅客の損害に関する債権についての責任制限手続にあつては旅客の損害に関する債権以外の制限債権を、」を削る。

第十八条中「第三項又は第五項」を「又は第三項」に改める。

第九十六條第一項中「(以下「海事債権責任制限条約」という。))」を改正する千九百九十六年の議定書に、「同条約」を「同議定書」によつて改正された千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約(以下「海事債権責任制限条約」という。))に改める。

第九十九條第一項及び第一百條中「三十万円」を「百万円」に改める。

第一百條第一項中「十万円」を「五十万円」に改める。

附則
(施行期日)
この法律は、千九百七十六年の海事債権につ

いての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

審査報告書

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十二日

参議院議長 扇 千景殿
環境委員長 郡司 彰

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における湖沼の水質をめぐ

る状況にかんがみ、指定湖沼の水質の保全を図るため、指定地域における規制対象施設を拡充するとともに、農地、市街地等からの流出水に係る対策の実施の推進、湖辺の環境の保護等の特別の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法制定後二十年が経過し、その間、指定湖沼についてさまざまな施策が講じられてきたにもかかわらず、その水質状況に顕著な改善が見られていないことから、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、水環境保全施策の実施においては、地域住民をはじめ地域関係者の役割が重要であることか

ら、湖沼水質保全計画の策定に当たっては、地域住民・地域関係者の意見が最大限尊重され

るとともに、定量的な目標や補助指標の設定等により、地域住民・地域関係者の理解が得られるようなものとなるよう、都道府県と十分な連携を図ること。

二、流出水対策の実施に当たっては、その実効性を確保するため、地域住民・地域関係者の理解と協力を得るとともに、対策の効果を把握するため、汚濁負荷の調査の実施及びモニタリング体制の構築・強化について、都道府県と十分な連携を図ること。

三、負荷量規制が新たに適用される既設の事業場については、経済的な負担に配慮しつつ、その規制の在り方について適宜見直すこと。また、未規制の小規模事業場については、排出実態調査を実施するとともに、都道府県における排水規制の状況も踏まえ、その対策について検討を

四、湖辺環境の保護に当たっては、土地の所有者等の協力を得られるよう十分配慮するとともに、植生規模の維持・拡大を図るため、自然再生等の施策と十分連携を図ること。

五、現行の指定湖沼以外の湖沼についても、未然防止の視点も踏まえ、本法に基づく水質保全対策が実施できるよう、指定湖沼の指定の在り方等について検討を行うこと。

右決議する。

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案
湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 指定湖沼の水質の保全に関する特別の措置(第七條―第二十五條)」を

定湖沼の水質の保全に関する特別の措置
湖沼特定事業場等に関する措置(第七條―第十四條)
指定施設等に関する措置(第十五條―第二十二條)
汚濁負荷量の総量の削減等(第二十三條―第二十四條)
流出水対策の推進(第二十五條―第二十八條)
湖辺環境等の保護(第二十九條―第三十六條)
七條―第四十三條」に、「(第三十三條―第三十八條)」を「(第四十四條―第四十九條)」に改める。

第二章 第二項第二号中「策定」の下に、「第二十五條第一項の流出水対策地区の指定、第二十九條第一項の湖辺環境保護地区の指定を加える。

第四條第一項中「五年」とを削り、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を

同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、同項第二号中「及びし尿処理施設」を「し尿処理施設及び浄化槽」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

第三章 指

第一節 指

第一節 指

一 湖沼水質保全計画の計画期間

第四条第七項中「前三項」を「第二項及び第四項から前項まで」に改め、「変更」の下に「第二十三條第一項の湖沼総量削減計画及び第二十六條第一項の流出水対策推進計画を策定し、又は変更する場合を含む。」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第七條第一項中「及び第三十二條」を「第二十五條第一項及び第四十三條」に改め、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 湖沼特定事業場等に関する措置
第十一條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(承継)」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前条及び前項」を「及び前条」に改め、同項を同条とする。
第十二條に見出しとして「(適用除外等)」を付する。

第十四條の次に次の節名を付する。

第二節 指定施設等に関する措置

第二十二條の次に次の節名を付する。

第三節 汚濁負荷量の総量の削減等

第三十八條を第四十九條とする。

第三十七條中「第三十三條」を「第四十四條」に改め、同条を第四十八條とする。

第三十六條中「一」を「い」に改め、「十」を「二十」に改め、同条を第四十七條とする。

第三十五條を削る。

第三十四條中「含む」の下に「又は第三十條第二項を加え、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第四十五條とし、同条の次に次の一條を加

える。

第四十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十五條第一項、第十七條第一項又は第三十條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十條第五項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

三 第三十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三條中「又は第十條」を「第十條又は第三十一條第一項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第四十四條とする。

第四十條中第三十二條を第四十三條とする。

第三十一條第一項中「並びに第二十三條第一項及び第三項」を「第二十三條第一項及び第三項、第二十五條第一項、第二十六條第一項並びに第二十九條第一項」に改め、同条を第四十二條とする。

第三十條を第四十一條とし、第二十六條から第二十九條までを十一條ずつ繰り下げる。

第二十五條の見出しを「(国及び地方公共団体の責務)」に改め、同条中「湖沼」を「湖沼の水辺地」に改め、第三章中同条を第三十六條とする。

第二十四條の次に次の一節並びに節名及び七條を加える。

第四節 流出水対策の推進

(流出水対策地区の指定)

第二十五條 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水(水質汚濁防止法第二條第二項に規定する特定施設及び指定施設から排出される水並びに同条第八項に規定する生活排水以外の水であつて、指定地域内の土地から指定湖沼に流入するものをいう。以下同じ。)の水質の改善に資する対策(以下「流出水対策」という。)の実施

を推進する必要があると認める地区を、流出水対策地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定することができる。

2 都道府県知事は、流出水対策地区を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、流出水対策地区の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該流出水対策地区をその区域に含む市町村に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、流出水対策地区の変更について準用する。

(流出水対策推進計画の策定)

第二十六條 都道府県知事は、前条の規定により流出水対策地区を指定したときは、湖沼水質保全計画において、当該流出水対策地区における流出水対策の実施を推進するための計画(以下「流出水対策推進計画」という。)を定めなければならない。

2 流出水対策推進計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 流出水対策の実施の推進に関する方針

二 流出水の水質を改善するための具体的方策に関する事項

三 流出水対策に係る啓発に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関する事項

(住民の理解を深める等のための措置)

第二十七條 都道府県は、広報活動等を通じて、流出水対策推進計画の意義に関する流出水対策地区内の住民の理解を深めるとともに、流出水対策推進計画の実施に関する流出水対策地区内の住民の協力を求めるよう努めなければならない。

(指導等)

第二十八條 都道府県知事は、流出水対策推進計画を実施するために特に必要があると認めるときは、流出水対策地区内の土地であつて、流出

水の汚濁の原因となる物が著しく発生している

と認められるものの所有者、管理者又は占有者に対し、流出水対策を実施するよう必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

第五節 湖辺環境等の保護

(湖辺環境保護地区の指定)

第二十九條 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために、湖沼の水辺地及びこれに隣接する水域のうち、植物(湖沼の水質の改善に資するものとして環境省令で定めるものに限る。以下同じ。)が生育している地区の自然環境(以下「湖辺環境」という。)を保護する必要があると認めるときは、当該地区を湖辺環境保護地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定することができる。

2 都道府県知事は、湖辺環境保護地区を指定しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 都道府県知事は、湖辺環境保護地区を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、当該湖辺環境保護地区に係る指定湖沼を管理する河川管理者に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、湖辺環境保護地区の指定をしたときは、その旨を公表するとともに、当該湖辺環境保護地区をその区域に含む市町村に通知しなければならない。

5 前三項の規定は、湖辺環境保護地区の変更について準用する。

(湖辺環境保護地区内における行為の届出等)

第三十條 湖辺環境保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所並びに開始及び終了の時期その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。

官 報 (号 外)

- 一 植物を採取し、又は損傷すること。
 - 二 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、湖辺環境の保護に支障があると認められる行為として政令で定める行為をすること。
- 2 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境を保護するために必要があると認めるときは、湖辺環境保護地区内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その湖辺環境を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 3 前項の処分は、第一項の規定による届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 5 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 6 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合において、湖辺環境保護地区の湖辺環境を保護するために必要があると認めるときは、当該通知をした国の機関又は地方公共団体に対し、湖辺環境の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。
- 9 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、指定湖沼の湖辺環境の保護に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして環境省令で定めるもの
 - 二 湖辺環境保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手していた行為
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 四 河川法第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定又は同法第二十八條若しくは第二十九條（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可を要する行為
- 五 河川法第二十八条又は第二十九条（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令又は都道府県の条例の規定により制限された行為（原状回復命令等）
- 第三十一条 都道府県知事は、指定湖沼の湖辺環境の保護のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、前条第二項の規定による処分を違反した者又はその者からその行為の行われた土地についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。
- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- （報告及び検査等）
- 第三十二条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第三十条第二項又は前条第一項の規定による処分を受けた者に対し、当該処分に係る措置の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、湖辺環境保護地区内の土地若しくは建物内に立ち入り、第三十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の湖辺環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- （公害等調整委員会の裁定）
- 第三十三条 第三十条第二項又は第三十一条第一項の規定による都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
- 2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合について準用する。
- （損失の補償）
- 第三十四条 都道府県は、第三十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対し

て、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、都道府県知事にこれを請求しなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(訴えの提起)

第三十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、都道府県を被告とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第三条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の

平成十七年四月十三日 参議院会議録第十六号

一部を次のように改正する。
第一条第二号中力をヨとし、ワを力とし、ヲの次に次のように加える。

ワ 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第三十三条第一項

審査報告書

種苗法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年四月十二日

農林水産委員長 中川 義雄

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、植物新品種の育成者権の保護の強化を図るため、育成者権の効力の及ぶ範囲を拡大し、登録品種の收穫物から生産される加工品の生産、譲渡、輸入等の行為を追加するとともに、育成者権の存続期間を五年間延長する措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

種苗法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年三月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律

種苗法(平成十年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項に次の一号を加える。

三 その品種の加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的を

もつて保管する行為(育成者権者又は専利用権者が前二号に掲げる行為について権利を行使する適当な機会がなかつた場合に限る。)

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一号を加える。

4 この法律において「加工品」とは、種苗を用いることにより得られる收穫物から直接に生産される加工品であつて政令で定めるものをいう。

第十九条第二項中「二十年」を「二十五年」に、「二十五年」を「三十年」に改める。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

五 前号の收穫物に係る加工品を生産し、譲渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもつて保管する行為

第二十一条第二項中「さらに」を「更に」に、「及びこれを用いて得た收穫物」を「これを用いて得た收穫物及びその收穫物に係る加工品に改め、

同条第四項中「又は收穫物」を「收穫物又は加工品」に改める。

第三十三条第二項中「若しくは收穫物」を「收穫物若しくは加工品」に改める。

第五十六条を次のように改める。

種苗法の一部を改正する法律案

投票者氏名

種苗法の一部を改正する法律案

第五十六条 育成者権又は専利用権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(加工品に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に日本国内において生産され、又は輸入されたこの法律による改正後の種苗法(以下「新法」という。)第二条第四項に規定する加工品については、育成者権の効力は及ばないものとする。

(育成者権の存続期間に関する経過措置)

第三条 新法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後に品種登録を受ける品種に係る育成者権について適用し、この法律の施行前に品種登録を受けた品種に係る育成者権については、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件

日程第二 石綿の使用における安全に関する条約(第百六十二号)の締結について承認を求めるの件

賛成者氏名

阿部 正俊君

秋元 司君

青木 幹雄君

浅野 勝人君

 Springer

 Springer

岸 信夫君	北岡 秀二君	山崎 正昭君	山下 英利君	平田 健二君	平野 達男君	又市 征治君	糸数 慶子君
北川イツセイ君	杓掛 哲男君	山谷えり子君	山本 一太君	広田 一君	広中和歌子君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君
国井 正幸君	倉田 寛之君	山本 順三君	吉田 博美君	広野ただし君	福山 哲郎君	角田 義一君	
小池 正勝君	小泉 昭男君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	藤末 健三君	藤本 祐司君		
小泉 顕雄君	小斉平敏文君	脇 雅史君	足立 信也君	藤原 正司君	前川 清成君		
小林 温君	後藤 博子君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	前田 武志君	松井 孝治君		
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	伊藤 基隆君	家西 悟君	松岡 徹君	松下 新平君		
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	池口 修次君	犬塚 直史君	円 より子君	水岡 俊一君		
桜井 新君	山東 昭子君	今泉 昭君	江田 五月君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		
清水嘉与子君	陣内 孝雄君	小川 勝也君	小川 敏夫君	築瀬 進君	柳澤 光美君		
末松 信介君	鈴木 政二君	尾立 源幸君	大石 正光君	柳田 稔君	山下八洲夫君		
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	大江 康弘君	大久保 勉君	山根 隆治君	山本 孝史君		
田浦 直君	田中 直紀君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	和田ひろ子君	若林 秀樹君		
田村 公平君	田村耕太郎君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君		
伊達 忠一君	竹山 裕君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	魚住裕一郎君	浮島とも子君		
武見 敏三君	段本 幸男君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	加藤 修一君	風間 昶君		
鶴保 庸介君	中川 雅治君	郡司 彰君	小林 正夫君	草川 昭三君	木庭健太郎君		
中川 義雄君	中島 啓雄君	小林 元君	奥石 東君	澤 雄二君	白浜 一良君		
中島 真人君	中曾根弘文君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	高野 博師君	谷合 正明君		
中原 爽君	中村 博彦君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君	遠山 清彦君	西田 実仁君		
二之湯 智君	西島 英利君	櫻井 充君	芝 博一君	浜田 昌良君	福本 潤一君		
西銘順志郎君	野上浩太郎君	島田智哉子君	下田 敦子君	弘友 和夫君	浜四津敏子君		
野村 哲郎君	長谷川憲正君	主濱 了君	榎葉賀津也君	松 あきら君	山口那津男君		
橋本 聖子君	林 芳正君	鈴木 寛君	田名部匡省君	山下 栄一君	山本 香苗君		
福島啓史郎君	藤井 基之君	田村 秀昭君	高嶋 良充君	山本 保君	渡辺 孝男君		
藤野 公孝君	真鍋 賢二君	高橋 千秋君	谷 博之君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君		
舩添 要一君	松田 岩夫君	千葉 景子君	谷 シンメルイ君	市田 忠義君	緒方 靖夫君		
松村 祥史君	松村 龍二君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	紙 智子君	小池 晃君		
松山 政司君	三浦 一水君	富岡由紀夫君	那谷正義君	小林美恵子君	大門実紀史君		
水落 敏栄君	溝手 顕正君	内藤 正光君	直嶋 正行君	仁比 聡平君	吉川 春子君		
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	大田 昌秀君	近藤 正道君		
山内 俊夫君	山崎 力君	白 眞敷君	林 久美子君	福島みずほ君	洲上 貞雄君		

反対者氏名

○名

日程第四 湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二二五名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
秋元 司君	浅野 勝人君
荒井 正吾君	荒井 広幸君
有村 治子君	泉 信也君
岩井 國臣君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	柏村 武昭君
片山虎之助君	金田 勝年君
亀井 郁夫君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イツセイ君	杓掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小池 正勝君	小泉 昭男君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君
小林 温君	後藤 博子君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君
桜井 新君	山東 昭子君
清水嘉与子君	陣内 孝雄君

末松 信介君	鈴木 政二君	今泉 昭君	江田 五月君	円より子君	水岡 俊一君	日程第五 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)	賛成者氏名	阿部 正俊君	青木 幹雄君
世耕 弘成君	関口 昌一君	小川 勝也君	小川 敏夫君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		秋元 司君	浅野 勝人君	
関谷 勝嗣君	田浦 直君	尾立 源幸君	大石 正光君	築瀬 進君	柳澤 光美君		荒井 正吾君	荒井 広幸君	
田中 直紀君	田村 公平君	大江 康弘君	大久保 勉君	柳田 稔君	山下八洲夫君		有村 治子君	泉 信也君	
田村耕太郎君	伊達 忠一君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	山根 隆治君	山本 孝史君		岩井 國臣君	岩永 浩美君	
竹山 裕君	武見 敬三君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	和田ひろ子君	若林 秀樹君		魚住 汎英君	太田 豊秋君	
段本 幸男君	鶴保 庸介君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君		岡田 直樹君	岡田 広君	
中川 雅治君	中川 義雄君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	魚住裕一郎君	浮島とも子君		加納 健司君	加治屋義人君	
中島 啓雄君	中島 眞人君	郡司 彰君	小林 正夫君	加藤 修一君	風間 昶君		荻原 健司君	狩野 安君	
中曾根弘文君	中原 爽君	小林 元君	輿石 東君	草川 昭三君	木庭健太郎君		加納 時男君	柏村 武昭君	
中村 博彦君	二之湯 智君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	澤 雄二君	白浜 一良君		景山俊太郎君	金田 勝年君	
西島 英利君	西銘順志郎君	佐藤 雄平君	齋藤 勤君	高野 博師君	谷合 正明君		片山虎之助君	河合 常則君	
野上浩太郎君	野村 哲郎君	櫻井 充君	芝 博一君	遠山 清彦君	西田 実仁君		亀井 郁夫君	岸 宏一君	
南野知恵子君	長谷川憲正君	島田智哉子君	下田 敦子君	浜田 昌良君	浜四津敏子君		木村 仁君	北岡 秀二君	
橋本 聖子君	林 芳正君	主濱 了君	榛葉賀津也君	弘友 和夫君	福本 潤一君		岸 信夫君	倉掛 哲男君	
福島啓史郎君	藤井 基之君	鈴木 寛君	田名部匡省君	松 あきら君	山口那津男君		北川イッセイ君	小泉 昭男君	
藤野 公孝君	真鍋 賢二君	田村 秀昭君	高嶋 良充君	山下 栄一君	山本 香苗君		国井 正幸君	小泉 寛之君	
舛添 要一君	松田 岩夫君	高橋 千秋君	谷 博之君	山本 保君	渡辺 孝男君		小池 正勝君	小泉 昭男君	
松村 祥史君	松村 龍二君	千葉 景子君	シラミルテ君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君		小泉 顕雄君	小泉 昭男君	
松山 政司君	三浦 一水君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	市田 忠義君	緒方 靖夫君		小林 温君	後藤 博子君	
水落 敏栄君	溝手 顕正君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	紙 智子君	小池 晃君		鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	
森元 恒雄君	矢野 哲朗君	内藤 正光君	直嶋 正行君	小林美恵子君	大門実紀史君		佐藤 泰三君	坂本由紀子君	
山内 俊夫君	山崎 力君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	仁比 聡平君	吉川 春子君		桜井 新君	山東 昭子君	
山崎 正昭君	山下 英利君	白 眞勲君	林 久美子君	大田 昌秀君	近藤 正道君		清水嘉与子君	陣内 孝雄君	
山谷えり子君	山本 一太君	平田 健二君	平野 達男君	福島みづほ君	淵上 貞雄君		末松 信介君	鈴木 政二君	
山本 順三君	吉田 博美君	広田 一君	広中和歌子君	又市 征治君	糸数 慶子君		世耕 弘成君	関口 昌一君	
吉村剛太郎君	若林 正俊君	広野ただし君	福山 哲郎君	黒岩 宇洋君	鈴木 陽悦君		関谷 勝嗣君	田浦 直君	
脇 雅史君	足立 信也君	藤末 健三君	藤本 祐司君	角田 義一君			田中 直紀君	田村 公平君	
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	藤原 正司君	前川 清成君				田村耕太郎君	伊達 忠一君	
伊藤 基隆君	家西 悟君	前田 武志君	松井 孝治君				竹山 裕君	武見 敬三君	
池口 修次君	犬塚 直史君	松岡 徹君	松下 新平君						

反対者氏名

○名

段本 幸男君	中川 雅治君	中島 啓雄君	中曾根弘文君	中村 博彦君	西島 英利君	野上浩太郎君	南野知恵子君	橋本 聖子君	福島啓史郎君	藤野 公孝君	舛添 要一君	松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	森元 恒雄君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	池口 修次君	今泉 昭君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大江 康弘君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	木俣 佳丈君
鶴保 庸介君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	二之湯 智君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	長谷川憲正君	林 芳正君	藤井 基之君	真鍋 賢二君	松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山下 英利君	山本 一太君	吉田 博美君	若林 正俊君	足立 信也君	朝日 俊弘君	家西 悟君	犬塚 直史君	江田 五月君	小川 敏夫君	大石 正光君	大久保 勉君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	喜納 昌吉君

北澤 俊美君	郡司 彰君	小林 元君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	島田智哉子君	主濱 了君	鈴木 寛君	田村 秀昭君	高橋 千秋君	千葉 景子君	津田弥太郎君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 眞勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	松岡 徹君	円 より子君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君
工藤堅太郎君	小林 正夫君	奥石 東君	佐藤 道夫君	齋藤 勁君	芝 博一君	下田 敦子君	榎葉賀津也君	田名部匡省君	高嶋 良充君	谷 博之君	シムン マルティン	辻 泰弘君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	林 久美子君	平野 達男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	藤本 祐司君	前川 清成君	松井 孝治君	松下 新平君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	山本 孝史君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君

反対者氏名

加藤 修一君	草川 昭三君	澤 雄二君	高野 博師君	遠山 清彦君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 保君	鰐淵 洋子君	市田 忠義君	紙 智子君	小林美恵子君	仁比 聡平君	大田 昌秀君	福島みずほ君	又市 征治君	黒岩 宇洋君	角田 義一君
風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君	谷合 正明君	西田 実仁君	浜四津敏子君	福本 潤一君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	緒方 靖夫君	小池 晃君	大門実紀史君	吉川 春子君	近藤 正道君	洲上 貞雄君	糸数 慶子君	鈴木 陽悦君	

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	一二五円